

令和 2 年 7 月 31 日  
不動産・建設経済局参事官

## 賃貸住宅管理業法の施行に向け、ガイドライン等の策定を議論 ～「第1回賃貸住宅管理業法の施行に向けた検討会」の開催～

「第1回賃貸住宅管理業法の施行に向けた検討会」を8月5日(水)に開催し、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和2年6月公布)の施行に向けて検討すべき事項についてご議論いただきます。

令和2年6月、賃貸住宅管理業について、登録制度の創設とその業務の適正な実施のため必要な規制を設けるとともに、サブリース事業についても、契約の適正化のため必要な規制を設けた「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が公布されました。今後、本法律の施行に当たり、その内容が円滑かつ適切に実施されることが重要です。

このため、国土交通省では「賃貸住宅管理業法の施行に向けた検討会」を開催し、施行に向けた論点をご議論いただき、その議論を踏まえて、サブリースについては12月中旬、賃貸住宅管理業については来年6月中旬の施行までに関係政省令、運用指針、ガイドライン等の整備等必要な取組を実施していきます。

### 【第1回検討会について】

1. 日 時：令和2年8月5日(水) 10:00～12:00(予定)
2. 場 所：合同庁舎2号館低層棟共用会議室5  
東京都千代田区霞が関2-1-2
3. 議 題：施行に向けた主な論点  
サブリース事業に関する主な論点(誇大広告・不当勧誘・重要事項説明関係) 等
4. その他：

※会議は非公開としますが、会議の冒頭(御法川副大臣挨拶を予定)カメラ撮りが可能です(会場:合同庁舎2号館低層棟共用会議室5)。撮影をご希望の報道関係者は8月4日(火)17:00までに別紙の取材申込書にてお申し込みください。

※今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、カメラ撮りへの参加は各社1名までとさせていただきます。また、消毒液による手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットの徹底等、感染症予防対策へのご協力をお願いいたします。なお、風邪のような症状等がある場合には、参加を控えていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

※資料については検討会終了後HPにて掲載予定。

### 【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 参事官付

課長補佐 石原(内線 25131) 係長 久保田(内線 25133)

(電話)03-5253-8111【代表】03-5253-8288【直通】

(ファックス)03-5253-1557

## 取材申込書

取材（カメラ撮り）を希望される方は、事前にご登録をお願いします。

FAX 送信期限：令和2年8月4日(火) 17：00まで

FAX 送付先：不動産・建設経済局 参事官付 石原あて

FAX 番号：03-5253-1557

※取材にあたっての留意事項について

- 1) 新型コロナウイルスの状況を踏まえ、取材参加は各社1名までとさせていただきます。
- 2) 取材中は自社腕章を必ず着用願います。またマスク着用等の感染予防対策にご協力願います。
- 3) 取材に際しては、担当者の指示に従ってください。

◆報道機関名
◆取材者
お名前 _____
◆連絡先
Tel : _____
E-mail : _____